厚生労働省発表平成14年12月16日

職業安定局外国人雇用対策課

課 長 勝田 智明

課長補佐 瀧原 章夫

電話: 03-5253-1111(内線 5766)

03-3503-0229(夜間直通)

外国人雇用状況報告(平成14年6月1日現在)の結果について

担

当

1 趣旨

厚生労働省では、平成5年度から、<u>外国人労働者の雇用状況について事業所から年1</u>回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」を実施している。本制度は事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整と外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものである。

今般、本制度に基づき、<u>平成14年6月1日現在</u>で、外国人労働者を雇用している(以下「直接雇用」という。)か、または外国人労働者が労働者派遣、請負などにより事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所から管轄の公共職業安定所に提出された報告を集計し、別添のとおり取りまとめた。

なお、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が報告を求めているものである。

2 報告の概要

(1) 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要(→別添:1(1)、P. 4)

報告を行った<u>事業所は全体で 21,450 所、延べ 227,984 人の外国人労働者について報告を受けた</u>。前年の報告結果と比べると、事業所数は 704 所(対前年比 3.4%増)、外国人労働者の延べ人数は 6,177 人(同 2.8%増)増加した。

イ 直接雇用について(→別添:1(2)、P.4)

外国人労働者を直接雇用していると報告を行った事業所は 19,197 所であり、141,285 人の外国人労働者について報告を受けた。前年の報告結果と比べると、事業所数は713 所(対前年比3.9%増)、外国人労働者数は10,845 人(同8.3%増)増加した。

- ① 産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く、これに「サービス業」、「卸売・小売業、飲食店」を合わせた上位3業種で、全体の約9割を占めた。
- ② 事業所規模別では、事業所数、外国人労働者数ともに「100~299 人」規模が最も 多い。
- ③ 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は7.4人(前年7.1人)であった。

ロ 間接雇用について(→別添:1(3)、P.5)

外国人労働者を間接雇用していると報告を行った事業所は 3,972 所であり、86,699 人の外国人労働者について報告を受けた。前年の報告結果と比べると、事業所数は 37 所(対前年比 0.9%増)増加したが、外国人労働者数は 4,668 人(同 5.1%減)減少した。

- ① 産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く、外国人労働者のうち約9割が「製造業」で就労していた。
- ② 事業所規模別では、事業所数、外国人労働者数ともに「100~299 人」規模が最も 多かった。
- ③ 1事業所当たりの外国人労働者数は21.8人(前年23.2人)であった。

なお、外国人労働者の延べ数のうち、間接雇用の外国人労働者の占める割合は38.0%であり、前年(41.2%)に比べ低下した。

(2) 直接雇用の外国人労働者の属性 (→別添 : 2、P. 6)

- イ 男女別では、男性が全体の約6割を占めた。
- ロ 職種別では、「生産工程作業員」が最も多く、全体の6割近くを占め、次いで「専門・ 技術・管理職」となっている。
- ハ 出身地域別では、「中南米」及び「東アジア」がそれぞれ3分の1強を占め、次いで「東南アジア」が1割強となっている。「東アジア」、「東南アジア」が前年同様増加しているものの、「中南米」はやや減少した。なお、中南米出身者のうち約9割を「日系人」が占めている。
- 二 在留資格別では、「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(以下「就労の制限なし」という。)が全体の約半数を占め、次に「特定の範囲で就労可能な在留資格」(以下「特定の範囲」という。)が4分の1弱を占めている。また、「留学・就学」、「特定活動(技能実習生)」において、対前年増加率が高い伸びを示した。
- ホ 正社員率 (ここで言う「正社員」とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、 1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」のことである。)は 全体では29.5%であり、前年の32.2%に比べ低下した。職種別にみると、「営業・事 務職」、「専門・技術・管理職」で高く、「販売・調理・給仕・接客員」で低い。事業所 規模別にみると、300人以上規模の事業所で最も低くなっている。

(3) 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴(→別添:3、P.8)

- イ 産業別では、「製造業」において「生産工程作業員」、「中南米」出身者及び在留資格 「就労の制限なし」の割合が大きい。「サービス業」では「専門・技術・管理職」、「東 アジア」出身者及び在留資格「特定の範囲」の割合が大きい。また、「卸売・小売業、 飲食店」では「販売・調理・給仕・接客員」、「東アジア」出身者及び在留資格「留学・ 就学」の割合が高いという特徴が見られた。
- ロ 事業所規模別では、規模が大きくなるほど「生産工程作業員」の割合が低下するのに対し、相対的に「専門・技術・管理職」、「北米」及び「ヨーロッパ」出身者の割合が増加する傾向がみられた。

(4) 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況 (→別添: 4、P. 11)

過去1年間の入離職の状況は、入職者が75,772人、離職者が58,119人であり、前年の報告結果と比べると、入職者は1,160人(対前年比1.6%増)増加し、離職者は1,743人(同2.9%減)減少した。入職率は53.6%、離職率は41.1%、入職超過率は12.5%であった。

(5) 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所(→別添:5、P.11)

今年度の調査から、外国人を直接雇用している事業所が外国人をどのような形態で使用しているかを調べるため、新たに「主として労働者派遣・請負事業を行っていますか。」という項目を追加した。これについては、外国人を直接雇用している事業所 19,197 所、外国人労働者 141,285 人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 1,332 所、外国人労働者 37,126 人であり、それぞれ 6.9%、26.3%を占めた。

(6) 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴(→別添:6、P. 11)

直接雇用について都道府県別にみると、事業所数は東京、愛知、神奈川、大阪、静岡の順で、外国人労働者数は東京、愛知、静岡、神奈川、大阪の順で多く、いずれもこれら上位5都府県で全体の約5割を占めている。

(7) 今後 6 カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の状況(→別添:7、P. 13)

報告を行った事業所のうち、今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定 の有る事業所の数は2,537所で、全体の11.8%であった。

外国人雇用状況報告結果(平成14年6月1日現在)

1 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要

(1) 総数(表1)

今回の結果は、平成14年6月1日現在で、外国人労働者を直接に雇用している(以下「直接雇用」という。)か、または外国人労働者が労働者派遣、請負などにより事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所からの報告を集計した結果であり、報告を行った事業所は全体で21,450所、延べ(直接雇用と間接雇用の合計。以下同じ。) 227,984 人の外国人労働者について報告を受けた。前年の報告結果(全事業所数20,746所、外国人労働者の延べ人数221,807人)と比べると、事業所数は704所(対前年比3.4%増)、外国人労働者数は6,177人(同2.8%増)増加した。

(2) 直接雇用(表2、表3)

外国人労働者を直接雇用しているとして報告を行った事業所は 19,197 所であり、141,285 人の外国人労働者数について報告を受けた。前年の報告結果と比べると事業所数は713所(対前年比 3.9%増)、外国人労働者数は10,845人(同 8.3%増)増加した。

① 産業別

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く 9,893 所(構成比 51.5%)、82,933 人(同 58.7%)、次いで「サービス業」が 4,784 所(同 24.9%)、29,201 人(同 20.7%)、「卸売・小売業、飲食店」が 2,601 所(同 13.5%)、18,495 人(同 13.1%)であり、これら上位 3 分類で全体の約 9 割を占めた(図 1)。

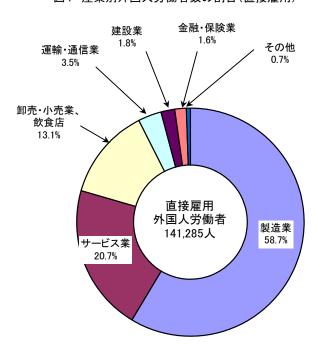


図1 産業別外国人労働者数の割合(直接雇用)

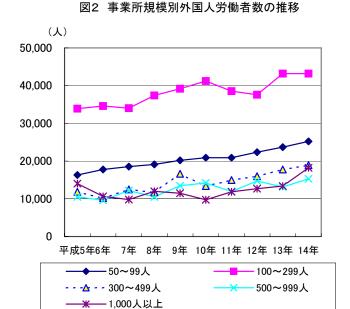
このうち「製造業」についてみると、「輸送用機械器具製造業」 [事業所数 1,103 所(製造業に占める構成比 11.1%)、外国人労働者数 20,910 人(同 25.2%)]、「食料品、飲料等製造業」[1,389 所(同 14.0%)、13,883 人(同16.7%)]、「電気機械器具製造業」[1,354 所(同 13.7%)、12,394 人(同 14.9%)] などに従事する外国人労働者が多い。

また、「サービス業」についてみると、「教育」 [事業所数 857 所(サービス業に占める構成比17.9%)、外国人労働者数 11,059人(同 37.9%)]に従事する外国人労働者が最も多く報告された。

② 事業所規模別

事業所規模別では、「100~299 人」規模が事業所数 5,406 所(構成 比 28.2%)、外国人労働者数 43,182 人(同 30.6%)、「50~99 人」規模が 4,946 所(同 25.8%)、 25,202 人(同 17.8%)で、これら 2分類で事業所数、外国人労働者 数ともに約5割を占めた(図2)。

③ 1事業所当たり外国人労働者数 外国人労働者数を事業所数で除 した1事業所当たりの外国人労働 者数は7.4人(前年7.1人)であっ た。



(3) 間接雇用(表4)

間接雇用については、3,972 事業所(これには「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」と「間接雇用の形態のみを有する事業所」が含まれる。)から間接雇用の形態で外国人労働者が就労しているとの報告を受け、間接雇用の外国人労働者数は86,699人であった。これは前年の報告結果と比べると事業所数は37所(対前年比0.9%増)とやや増加したが、外国人労働者数では4,668人(同5.1%減)減少した。

延べ外国人労働者数に占める間接雇用の外国人労働者数の割合は、今年は38.0%であり、前年(41.2%)に比べ低下した(図3)。

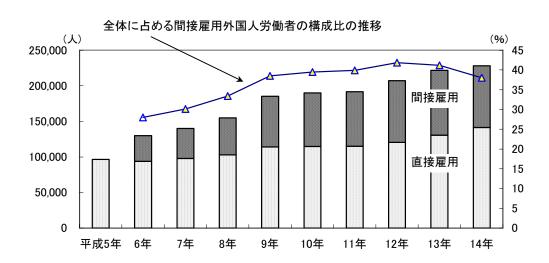


図3 外国人労働者数の直接・間接雇用の推移 および間接雇用の構成比の推移

① 産業別

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く(それぞれ3,175 所(構成比79.9%)、80,169人(同92.5%))、大部分を占めている(図4)。

前年の報告結果と比べると、「製造業」において、事業所数は 50 所(対前年比 1.6%増)増加したが、外国人労働者数は 4,036 人(同 4.8%減)減少した。

② 事業所規模別

事業所規模別にみると、「100~299 人」規模が、事業所数 1,381 所(構成比 34.8%)、外国人労働者数 30,733 人(同 35.4%)で最も多かった。

③ 1事業所当たりの外国人労働者数 1事業所当たりの外国人労働者数は、

21.8人(前年23.2人)であった。また、50人以上規模の事業所では、25.5人(同27.7人)であった。

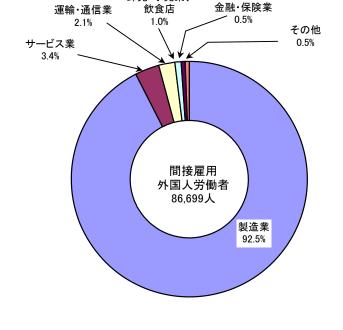


図4 産業別外国人労働者数の割合(間接雇用)

卸売·小売業、

2 直接雇用の外国人労働者の属性

(1) 男女別(表5)

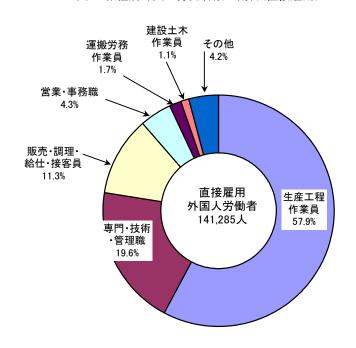
男女別では、男性 82,713 人(構成 比 58.5%)、女性 58,572 人(同 41.5%)となっている。

(2) 職種別(表5)

職種別では、「生産工程作業員」が81,826人(構成比57.9%)と最も多く、次いで「専門・技術・管理職」が27,622人(同19.6%)、「販売・調理・給仕・接客員」が15,897人(同11.3%)となっている。この3職種で全体の約9割を占めた(図5)。

これら3職種はいずれも前年から増加したが、特に「販売・調理・給仕・接客員」については、対前年比58.0%増と最も大きな伸びを示した。

図5 職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)

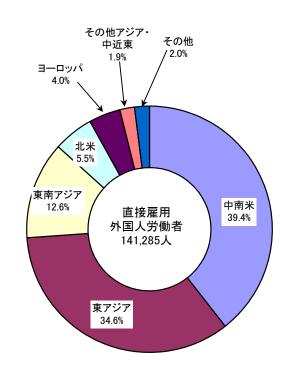


(3) 出身地域別(表5)

出身地域別では、「中南米」地域出身者が55,712人(構成比39.4%)と最も多く、次いで「東アジア」地域出身者が48,838人(同34.6%)、「東南アジア」地域出身者が17,772人(同12.6%)の順となっており、この順序は、前年と同じであった(図6)。

このうち、「東アジア」、「東南アジア」地域出身者は、前年同様増加したが、「中南米」地域出身者はやや減少した。

なお、「中南米」地域出身者のうち 「日系人」は 50,428 人であり、中南 米地域出身者のうちの 90.5%を占め た。



(参考) ここでいう各出身地域に含まれる国は、以下のとおり。

東アジア……中国(香港等を含む。)、韓国

東南アジア…フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、マレイシア、 シンガポール、ブルネイ、インドネシア

その他アジア・中近東……モンゴル、インド、バングラデシュ、パキスタン、イラン、サウ ジアラビア、イスラエル、トルコ等

北 米……カナダ、アメリカ

中南米……メキシコ、パナマ、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、ブラジル、ボリビア、 アルゼンチン等

ョーロッパ…イギリス、フランス、ドイツ、ポーランド、リトアニア、ベラルーシ、ウクラ イナ、ロシア等

その他……エジプト、ケニア等アフリカ諸国、オーストラリア、ニュージーランド等オセ アニア諸国

(4) 在留資格別(表5)

在留資格別では、「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(以下「就労の制限なし」という。)は 74,674 人(構成比 52.9%)、「特定の範囲で就労可能な在留資格」(以下「特定の範囲」という。)は 32,533 人(同 23.0%)であり、両者合わせて全体の約4分の3を占めた。前年増加率は、「留学・就学」(対前年比 42.4%増)及び「特定活動(技能実習生)」(同 28.1%増)において高くなっている。

(参考)「特定の範囲で就労可能な在留資格」は、以下の在留資格が該当する。

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、 人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能

(5) 職種別正社員率(表6、表7)

直接雇用の外国人労働者のうち正社員として雇用される者の割合(以下「正社員率」という。)をみると、全体では29.5%であり、前年(32.2%)に比べ低下した。ここでいう正社員とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」のことである。したがって、外国人労働者のうち約7割が、雇用契約に期間の定めがあったか、あるいは所定労働時間が通常の労働者より短かったことになる。

職種別にみると、「営業・事務職」(正社員率 69.5%)、「専門・技術・管理職」(同 55.2%)は正社員率が高く、「販売・調理・給仕・接客員」(同 10.9%)、「生産工程作業員」(同 21.9%)は正社員率が低い。

また、産業別にみると、正社員率は「製造業」が 26.1%、「サービス業」が 36.0%、「卸売・小売業、飲食店」が 21.3%であった。「製造業」では、「営業・事務職」(69.7%)及び「専門・技術・管理職」(69.6%)、「サービス業」では「営業・事務職」(52.8%)、「卸売・小売業、飲食店」では、「営業・事務職」(75.8%)、「専門・技術・管理職」(72.5%)の正社員率がそれぞれ高くなっている。

事業所規模別にみると、「50~99 人」で 34.2%、「100~299 人」で 31.0%、「300 人 以上」で 25.1%となっている。

3 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴

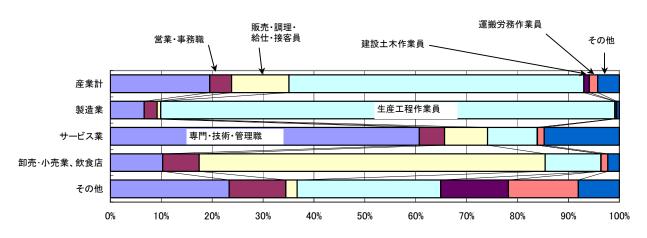
(1) 産業別特徴(表8)

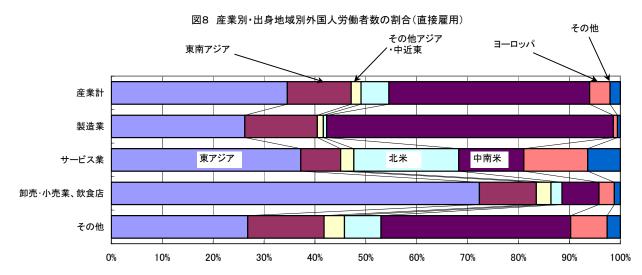
産業別にみると、「製造業」では、「生産工程作業員」が 73,956 人で 89.2%を占め、 出身地域別では 46,681 人(構成比 56.3%)が「中南米」出身者であり、在留資格別では「就労の制限なし」が 55,869 人(同 67.4%)で最も割合が高い。

「サービス業」では、「専門・技術・管理職」が17,724人で60.7%を占め、出身地域別では、「東アジア」(10,872人、構成比37.2%)や「北米」(6,024人、同20.6%)が多く、在留資格別では、「特定の範囲」(16,088人、同55.1%)の割合が最も高い。

「卸売・小売業、飲食店」では、「販売・調理・給仕・接客員」が 12,571 人で 68.0% を占め、出身地域別では、13,376 人(構成比 72.3%)が「東アジア」出身者であり、在留資格別では「留学・就学」(8,657 人、同 46.8%)の割合が最も高い(図 7、図 8)。

図7 産業別・職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)





(2) 事業所規模別特徴(表9)

本報告は、原則として50人以上規模の全事業所に公共職業安定所が報告を求めるとともに、49人以下規模の事業所については、地域の実情や行政上の必要性に応じ、報告を求めているところである。この点を踏まえ、事業所規模別の特徴を精査して捉えるため、ここでは、50人以上規模事業所に限定して記述することとする。

「50~99 人」規模は 50 人以上規模計の外国人労働者数の約 2 割を占めた。これを職種別にみると、「生産工程作業員」(構成比 67.9%)が、50 人以上規模計(同 55.8%)に比べ特に高くなっている。出身地域別にみると、「東アジア」(同 36.3%)、「東南アジア」(同 16.9%)が、50 人以上規模計〔「東アジア」(同 33.5%)、「東南アジア」(同 11.5%)〕に比べ割合が高くなっている。在留資格別にみると、「特定活動(技能実習生)」(同 18.4%)が、50 人以上規模計(同 8.8%)に比べて高い。

「100~299 人」規模は、50 人以上規模計の約 36%と最も外国人労働者数が多い。 職種別では「生産工程作業員」(構成比 64.3%)、出身地域別では「中南米」(同 46.3%)、 在留資格別では「就労の制限なし」(同 60.8%)の割合が、50 人以上規模計〔「生産工程作業員」(同 55.8%)、「中南米」(同 40.6%)、「就労制限なし」(同 53.7%)に比べて高くなっている。 一方、「1,000人以上」規模をみると、職種別では「専門・技術・管理職」(構成比37.3%)の割合が50人以上規模計(同20.9%)に比べて高く、「生産工程作業員」(同13.3%)の割合が50人以上規模計(同55.8%)に比べ低くなっている。出身地域別では「東アジア」(同53.6%)等の割合が50人以上規模計(同33.5%)に比べ高く、「中南米」出身者(同10.4%)の割合が50人以上規模計(同40.6%)に比べ低くなっている。在留資格別にみると、「特定の範囲」(同44.0%)が50人以上規模計(同24.3%)と比べて高くなっている。

事業所規模が大きくなるほど、「生産工程作業員」の割合が低下し、「専門・技術・管理職」、「北米」及び「ヨーロッパ」出身者、「留学・就学」の割合が増加する傾向がみられる(図 9、図 10)。

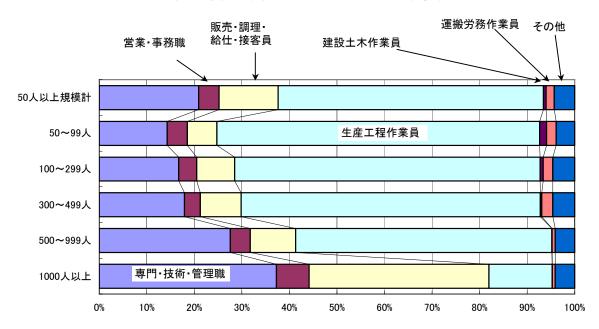
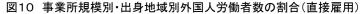
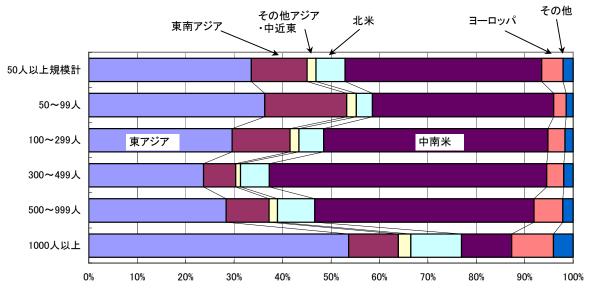


図9 事業所規模別・職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)





4 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況(表 10)

過去1年間の入離職の状況は、入職者が75,772人、離職者が58,119人であり、前年の報告結果と比べると、入職者が1,160人(対前年比1.6%増)増加し、離職者が1,743人(同2.9%減)減少した。入職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間に直接雇用によって雇い入れられた者の数(雇入れ数)の割合)は53.6%、離職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間の離職者数の割合)は41.1%、入職超過率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去1年間の雇入れ数から離職者数を引いた数の割合)は12.5%であった。

<u>5 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所の外国人労働者雇用の状況</u>(表 11、表 12)

今年度の調査から、外国人を直接雇用している事業所が外国人をどのような形態で使用しているかを調べるため、新たに「主として労働者派遣・請負事業を行っていますか。」という項目を追加した。これについては、外国人を直接雇用している事業所 19,197 所、外国人労働者数 141,285 人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所(以下「派遣・請負事業所」という。)は 1,332 所、外国人労働者 37,126 人で、構成比はそれぞれ 6.9%、26.3%を占めた。一事業所あたりの外国人労働者数は 27.9 人であり、派遣・請負事業所以外(5.8 人)に比べて約5倍となっている。

事業所規模別に見ると、事業所数・外国人労働者数ともに「100~299 人」規模が最も多く、事業所数 407 所(構成比 30.6%)、外国人労働者 13,562 人(同 36.5%)であった。また、職種別、出身地域別、在留資格別では、派遣・請負事業所に直接雇用されている外国人労働者は、それぞれ「生産工程作業員」(32,279 人、構成比 86.9%)、「中南米」(31,703 人、同 85.4%)、「就労の制限なし」(32,933 人、同 88.7%)が最も多い。

派遣・請負事業所以外の事業所については、「専門・技術・管理職」(25,665人、構成 比24.6%)、「東アジア」(46,078人、同44.2%)、「特定の範囲で就労可能」(29,516人、 同28.3%)についても多くなっている。

6 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴

(1) 都道府県別特徴(表 13)

① 直接雇用

直接雇用で外国人労働者を雇用している事業所数は、東京都(4,039 所)、愛知県(1,367 所)、神奈川県(1,272 所)、大阪府(1,255 所)、静岡県(1,177 所)、の順で、外国人労働者数は、東京都(28,701 人)、愛知県(18,606 人)、静岡県(15,107 人)、神奈川県(7,877 人)、大阪府(7,294 人)の順で多い。また、いずれも上位の5都府県で全体の約5割を占めている。

在留資格別に外国人労働者数をみると、「特定の範囲」は東京都(13,749人)が最も多く、「就労の制限なし」は愛知県(14,538人)、静岡県(12,879人)で多い。

② 間接雇用

間接雇用されている外国人労働者数については、愛知県(14,904 人)、静岡県(14,598 人)、岐阜県(6,857 人)、長野県(6,457 人)、三重県(6,148 人)、の順で多く、東海地方とその近接県が上位5県を占めており、これらで全国の間接雇用の外国人労働者数の5割以上を占めている。

(2) ブロック別特徴 (表 14)

外国人労働者数について、ブロック別にみると、「南関東」、「東海」、「北関東・甲信」 「近畿」の順に多くなっている。

これらのうち、「東海」、「北関東・甲信」は、職種別では「生産工程作業員」(それぞれ構成比83.5%、83.5%)、出身地域別では「中南米」(同73.9%、64.3%)、在留資格別では「就労の制限なし」(同77.6%、73.5%)がそれぞれ最も高くなっている。

「南関東」は、職種別では「専門・技術・管理職」(構成比 34.1%)、出身地域別では「東アジア」(同 45.8%)、在留資格別では「特定の範囲」(同 39.4%)、「就労の制限なし」(同 37.3%)がそれぞれ高くなっている。

「近畿」は、職種別では「生産工程作業員」(構成比 43.5%)、「専門・技術・管理職」(同 33.8%)、出身地域別では「東アジア」(同 41.2%)、在留資格別では「就労の制限なし」(同 40.8%)、「特定の範囲」(同 35.1%)がそれぞれ最も高くなっている(図 11)。

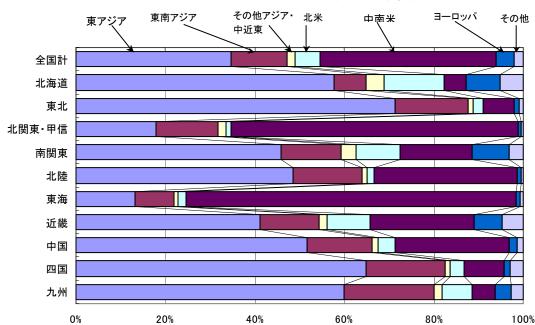


図11 ブロック別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)

(参考) ここでいうブロックは、以下のとおり。

北海道……北海道

東 北………青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

北関東·甲信···茨城、栃木、群馬、山梨、長野

南関東………埼玉、千葉、東京、神奈川

北 陸……新潟、富山、石川、福井

東 海………岐阜、静岡、愛知、三重

近 畿……滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中 国………鳥取、島根、岡山、広島、山口

四 国………徳島、香川、愛媛、高知

九 州……福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

7 今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の状況(表 15)

報告を行った事業所のうち、今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所(以下「雇入予定事業所」という。)の数は2,537所で、全体の11.8%であった。また、産業別にみると、製造業(1,547所)、サービス業(526所)、卸売・小売業、飲食業(242所)で、雇入予定事業所が多くなっている。

8 過去 10 年間の外国人労働者雇用の推移(表 16~表 19)

本調査は、今年度の調査で10年目を迎えた。平成5年度と今年度を比べると、報告を受けた外国人を直接雇用している事業所数は11,624所から19,197所、外国人労働者数は96,528人から141,285人となった。過去10年間の産業別、事業所規模別、職種別、出身地域別、在留資格別推移は表16から表19のとおりである。

参考資料 [表1~表19] について

【注意事項】

以下の参考資料は、外国人労働者の雇用状況について事業所ごとに年1回報告を行う「外国人雇用状況報告制度」の結果をもとに取りまとめたものである。

本制度は、事業主の協力に基づくものであり、外国人労働者を雇用している事業所を全数 把握しているものではないことに御留意願いたい。

また、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が報告を求めているものである。

以上の点を踏まえた上で、以下の参考資料〔表1~表19〕を参照されたい。

【用語の解説】

- 1. 雇用形態について
 - ①直接雇用;事業所において直接雇用契約を交わして労働者を雇っている場合のこと。
 - ②間接雇用;直接雇用以外の形態で、労働者派遣、請負等により事業所内で就労している場合のこと。
- 2. 職種について
 - ①専門・技術・管理職

研究者、技術者、弁護士、公認会計士等の専門的・技術的職業及び会社・団体の役員、 会社・団体の管理職員等の管理的職業。

②営業・事務職

営業の活動に従事する者及び一般事務員、会計事務員、事務用機器操作員等の営業・ 事務的職業。

③販売・調理・給仕・接客員

小売店主、卸売店主、販売員、調理人、接客係等の販売・調理・給仕・接客的職業。

- ④生産工程作業員
 - 一般機械器具組立・修理作業員、衣服・繊維製品製造業者等の製品生産工程作業に従事する職業。
- ⑤建設土木作業員

建設作業者、大工、配管工、土木作業者等に従事する職業。

⑥運搬労務作業員

貨物の運搬・積み卸し・配達及びこん包等の作業に従事する職業。

- ⑦その他
 - ①~⑥の職種に属さない職業。
- 4. 在留資格について
 - ①特定の範囲で就労可能な在留資格

教授、芸術、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能の在留資格

②就労の制限がない在留資格

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の在留資格

4. 正社員について

ここにいう正社員とは、期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週間の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者をいう。なお、技能実習生は、ここでいう正社員には含まれていない。